

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成 26 年 4 月 1 日から 5%から 8%に引き上げられた消費税率は、地方消費税率についても 100 分の 25 から、63 分の 17 に引き上げられており、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方税法により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

長野市の平成 30 年度決算では、次のとおりです。

【地方消費税交付金】 76.8 億円（うち引上げ分 31.0 億円）

【引上げ分の地方消費税交付金を充てた事業】

（単位：千円）

決算額		財源内訳					主な事業内容
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税	その他	
障害者福祉費	7,729,719	5,255,520	0	9,524	589,903	1,874,772	障害者自立支援給付費
児童措置費	5,853,615	4,924,990	0	3,773	341,794	583,058	児童手当支給
福祉医療費	2,258,971	754,454	0	2,372	217,224	1,284,921	福祉医療費給付
老人福祉総務費	6,002,147	129,596	0	134,143	1,829,420	3,908,988	介護保険特別会計繰出金
母子保健費	661,099	144,184	0	3,095	124,569	389,251	妊婦健康診査
計	22,505,551	11,208,744	0	152,907	3,102,910	8,040,990	